

平成 23 年 11 月 21 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
壽松木 康晴  
(コード: 8893 JASDAQスタンダード)  
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長  
佐藤 啓明  
(TEL. (03) 5962-0775)

## 債務免除に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 30 日付で下記のとおり債務免除を受けることになりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 債務免除を受けるに至った経緯

当社は、事業再生ADR手続の成立後、当社グループが最も強みとする住宅分譲市場において、高い事業効率と短期間での資金回収が見込めるマンション買取再販事業、戸建販売事業、専有卸事業へ経営資源を集中させるとともに、事業再生ADR手続成立以前から保有していた長期滞留中の物件について、外部売却を優先事項とした事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を遂行しております。

本事業再生計画では、事業再生ADR手続成立以前から保有していた長期滞留中の物件に担保権が設定されている借入金債務については、当該担保物件の売却時に、売却代金から仲介手数料等を控除した金額を債権者である取引金融機関に弁済すること、また、当該担保物件を不動産鑑定評価等に基づいて想定される弁済額（以下「想定弁済額」といいます。）を下回る金額で売却する場合、想定弁済額と実際の弁済額との差額（弁済不足額）については、追加で金融支援（債務免除や債務の株式化）を受けることで、全対象債権者の皆様との間で合意しております。

この度、当社が保有する担保不動産の一部につき外部売却を行いました。売却代金から仲介手数料等を控除した実際の弁済額が、当初の想定弁済額を5百万円下回ることとなりました。そこで、本事業再生計画に基づき、不足額分の5百万円について、当該担保物件に担保権を有する対象債権者から追加の債務免除を受けることとなりました。

#### 2. 債務免除の概要

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 借入先   | 取引先 1 金融機関 |
| (2) 債務の内容 | 借入金        |

(3) 債務総額に対する債務免除の割合

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| 債権者による債務免除の額                  | 5百万円     |
| 最近事業年度の末日（平成23年3月期末）の債務総額（単体） | 76億78百万円 |
| 最近事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合  | 0.07%    |

(注) 債務総額とは、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものとなります。

(4) 債務免除の効力発生日 平成23年11月30日

3. 事業再生計画の概要

事業再生計画の内容につきましては、平成22年11月25日付「株式会社新日本建物 事業再生計画」の株式会社大阪証券取引所への提出について」及び平成23年5月13日付「平成23年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）1. 経営成績（1）経営成績に関する分析②次期の見通し及び中期経営計画等の進捗状況」をご参照ください。

4. 今後の見通し

当該債務免除に伴い、平成24年3月期第3四半期において債務免除益5百万円を特別利益に計上する見込みです。なお、通期業績の見通しにつきましては、現時点では前回公表時の予想数値に変更はない見込みではありますが、今後の市況、業績動向を踏まえ、修正が必要と判断した場合には、速やかに開示いたします。

以 上